

## 給湯設備の転倒防止対策に関する改正告示の施行について

東日本大震災の際に、電気給湯器の転倒被害が多数発生しました。貯湯タンクを有する等、重量の大きいものについて、アンカーボルト等による固定が十分にされていなかったことが主な原因であり、国は再発防止の目的で、建築設備の構造方法についての基準改正を行いました。

平成 12 年建設省告示第 1388 号の一部改正が平成 24 年 12 月 12 日に公布され、平成 25 年 4 月 1 日から施行されます。

### 改正の概要

給湯設備について地震等による震動・衝撃に対し安全上支障のない構造とし、満水時の質量が 15kg を越えるものについては、定められた仕様で建築物の部分等に緊結する等の措置が必要となります。

(詳細については、国の官報 HP 等で告示の内容をご確認ください。)

⇒ <http://kanpou.npb.go.jp/> 平成 24 年 12 月 12 日 号外 270 号)

### 確認申請の取扱い

この基準は、建築基準法第 36 条及び建築基準法施行令第 129 条の 2 の 4 第二号に基づく規定ですので、建築基準法施行規則第 1 条の 3 第 4 項表 1(10)により、図書に明示すべき事項となります。(同施行令第 10 条第三号及び第四号に該当する建築物については、同法第 6 条の 3 により、建築士の設計による特例の適用が可能です。)

よって、平成 25 年 4 月 1 日以降に行う確認申請については、添付図書等の対応が必要となります。

同基準は、平成 25 年 4 月 1 日以降に工事着手を行う建築物について、適用されます。平成 25 年 3 月 31 日までに確認済証の交付を受けている場合でも、工事着手が平成 25 年 4 月 1 日以降となるものについて、基準を満たしていない場合には、仕様の変更等によりご対応いただく必要があります。また、その際には、計画変更の手続きが必要になる場合がありますので、松阪市建築開発課へご相談ください。

### 完了検査の取扱い

平成 25 年 4 月 1 日以降に工事に着手した建築物については、完了検査において、給湯器の重量や緊結の仕様等についても検査の対象項目となります。検査時に仕様書や工事写真の確認ができるように、ご準備をお願いいたします。

建築基準法第 7 条の 5 の検査の特例を適用される場合についても、現場目視において適合に疑義がある場合には、工事監理内容を確認する場合があります。

お問い合わせ 松阪市建築開発課審査係

TEL:0598-53-4156 FAX:0598-26-9118

E-mail:kenka.div@city.matsusaka.mie.jp